江 差 町 教 育 推 進 計 画

（令和３年度～令和７年度）

令和３年５月

江差町教育委員会

江差町の位置 ･沿革 ･地勢

北海道の南西部に位置し、北海道文化発祥の地といわれる江差町。

江戸期のニシン漁最盛期には「江差の五月は江戸にもない」といわれるほど繁栄を極め、北前船交易によりもたらされた江差追分などの伝統芸能や生活文化が数多く伝承されています。

また、江差沖で座礁沈没した江戸幕府の軍艦「開陽丸」が復元され、幕末のロマンを漂わせています。

■沿革

「えさし」という地名の由来は、昆布が獲れるところ、岬が突き出しているところなど諸説はありますが、はっきりとはわかりません。

安政元年箱館奉行の支配となり、明治２年７月函館県に属し、同年９月弘前県に合併され、同年 11 月青森県に属した。同年５月開拓使函館支庁の所属となり、町役人を廃し、戸長役場を設置した。

同 30 年檜山支庁の設置により、その管轄となった。

同 33 年７月１級町村制を施行、町名を「江差町」とした。

昭和 30 年２月江差町と泊村が合併し、新たに江差町となり現在に至っている。

■地勢

総面積 109.48ｋ㎡、東西 10ｋｍ、南北 17ｋｍ、中央は厚沢部町が入りこんでＢ型の地形になっている。中央部を厚沢部川が流れて２分し、東部は山岳が多く笹山、元山があって笹山が町境で分水嶺をなし、山麓は丘陵になって海岸に迫っている。この沖合５00ｍに浮かぶ＂鴎島＂は自然の良港を形づくり、市街地はこの対岸に発達していて、北部は厚沢部川流域を中心に水田耕作地として発達している。

■町章

江差（エサシ）を図案化したもので、菱形の「エ」は無限の発展を示し、四つの「サ」を円形に配して円満と団結を表現したものです。

■町木

ヒノキアスナロ

■町花

ハマナス

はじめに

本町は、全国、全道を上回るスピードで人口減少、高齢化が進行する中、将来にわたって、持続的に発展していくためには、あらゆる分野において前例にとらわれない新たな発想と行動力を持つ人材が求められています。

また、グローバル化や情報化の進展、コロナ禍における学校や家庭での「新しい生活様式」による感染予防対策など、学校や社会等でのあらゆる活動はこれまで経験したことがないような時代に変わることが予想されております。地域の課題解決に向けても、様々な国籍を持つ方々との協働や、人工知能や情報通信技術の活用等が急速に広まって行くものと見込まれます。

本町は、鴎島をはじめとした優れた自然景観や豊かな食文化、全国的に有名な江差追分や姥神大神宮渡御祭など独自の歴史文化など固有の財産を有し、代々、先人の偉業や深い郷土愛を受け継ぎ、伝承するという江差人気質があります。

この財産・特色を教育に生かし、「ふるさと江差」の教育を学ぶ子供たちや町民一人ひとりが生涯にわたって学び続けることで、それぞれの成長はもとより、まちづくりに貢献する人材の育成に取り組んでおります。

教育委員会では、教育基本法においては教育振興計画の策定が努力目標として設定されており、計画的・継続的な教育行政を推進するため、平成２３年度より５年間を計画期間とした「江差町教育推進計画」を策定し、この度第３期目（令和３年度から令和７年度）になる計画を策定しました。

「江差町教育推進計画」（江差の教育を進めるために）につきましては、第６次江差町総合計画の理念を生かしながら、江差町総合教育大綱の指針に沿い、教育活動全般にわたる具体的な目標となるものです。

今後は、本計画に示した目標の達成に向けて、各種施策を効果的に展開し、学校や教育関係団体はもとより保護者や地域の方々とも認識の共有を図りながら一体となって取り組むとともに、江差町教育委員会の事務の管理・執行に関する点検・評価などを通して、進捗管理を適正に行い、計画の着実な推進に努めてまいります。

終わりに、本計画策定にあたりましては、社会教育委員会をはじめ、江差町校長会など社会教育や学校教育等の関係機関・団体のご支援ご協力を賜りましたことに深甚なる感謝とお礼を申し上げます。

令和３年５月

江差町教育委員会　教育長　太田　誠

目　　次

「江差の教育を進めるために」（江差町教育推進計画）の基本的考え方

1　計画策定の趣旨 ・・・・・・ P 1

2　計画の性格 ・・・・・・ P 1

3　計画の期間 ・・・・・・ P 1

4　江差町教育目標 ・・・・・・ P 1

5　推進計画期間中のテーマ ・・・・・・ P 2

6　計画の進捗管理 ・・・・・・ P 2

7　計画の体系 ・・・・・・ P 3

～江差町学校教育計画～

Ⅰ　学校教育の推進について

1　学校教育を取り巻く国・道の教育動向 ・・・・・・ P 4

2　江差町の学校教育のこれまでの取組状況 ・・・・・・ P 5

3　江差町の学校教育の現状と課題 ・・・・・・ P 6

Ⅱ　江差町が目指す子ども像

1　目指す子ども像 ・・・・・・ P 8

Ⅲ　学校教育の目標

1　学校教育目標 ・・・・・・ P 8

Ⅳ　学校教育の重点推進事項

1　重点推進事項 ・・・・・・ P 9

Ⅴ　課題解決に向けて

1　幼児教育 ・・・・・・ P10

2　小学校教育・中学校教育 ・・・・・・ P10

3　家庭・地域の教育力の向上 ・・・・・・ P15

Ⅵ　学校教育の推進体系

1　推進体系 ・・・・・・ P16

～江差町社会教育計画～

Ⅰ　江差町社会教育計画について

1　計画策定の目的　・・・・・・　P 17

2　計画の名称及び期間　・・・・・・　P 17

3　計画の基本的考え方　・・・・・・　P 17

4　計画の構成とまとめ方　・・・・・・　P 18

5　社会教育計画の位置付け　・・・・・・　P 19

Ⅱ　社会教育の現状と課題・施策の内容

1　基本方針　・・・・・・　P 20

2　重点施策

（1）コミュニティ・スクール　・・・・・・　P 20

（2）ふるさと江差発見事業　・・・・・・　P 21

3　継続的な課題

（1）社会教育体制の充実　・・・・・・　P 22

（2）社会教育の推進　・・・・・・　P 23

（3）図書館活動の推進　・・・・・・　P 24

（4）生涯スポーツの推進　・・・・・・　P 25

（5）文化財の保存・活用　・・・・・・　P 26

（6）博物館活動の推進　・・・・・・　P 27

（7）文化振興の推進　・・・・・・　P 28

「江差の教育を進めるために」（江差町教育推進計画）の基本的な考え方

1　計画策定の趣旨

江差町においては、将来の在るべき姿をしっかりと見据え、明日のまちづくりを確かなものとするため、令和２年度から令和１１年度までの１０年間にわたる「第６次江差町総合計画」が策定され、その「核」にあたる「基本構想」において、１０年後にどのようなまちを目指すかについて定めています。

【目指すまちの姿】

誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、

みんなでつくる自分たちごとのまちづくり

エエ町、江差（えさし）

このたび策定した本計画は、「目指すまちの姿」の実現に向けて、その理念を踏まえつつ、江差町における教育課題の解決と新しい時代に求められる地域・ひとづくりを目指し、令和３年度以降の江差町の教育の全体像を示すものです。

2　計画の性格

この計画は、「第６次江差町総合計画」が示す基本的な方向に沿って、とりわけ基本目標２「あたたかなつながりのある地域・ひとづくり」を達成するための教育分野に関する計画です。

「第６次江差町総合計画」の前期５年間（令和３年度～令和７年度）に当たる本計画では、「江差町教育大綱」との関連を図りながら、推進計画期間のテーマは引き続き「ふるさと江差に心の向く教育の推進」とします。本計画の構成は、生涯学習社会の構築を目指す中で、幼稚園・小学校・中学校を対象とする「学校教育」と青少年・家庭、成人、図書館、文化・スポーツ等を対象とする「社会教育」の２部とし、それぞれが独自に推進することなく、学者融合を基本として江差町の教育を推進します。

3　計画の期間

令和３年度から令和７年度　５ヶ年間

4　江差町教育目標

【教育目標】

時代や社会の大きな変革期にあっても、江差っ子や江差人にとって安定し、将来にわたって変わることのない指針となるべき教育目標は、町民憲章の精神を受け継ぐとともに町民憲章を体現する「人づくり」を目指します。

美しい自然と歴史・文化・郷土愛を受け継ぎ、心豊かに学び、郷土江差の未来（あす）を拓くたくましい江差人づくり

【教育目標の実現に向けての基本方向】

江差町教育目標の実現に向け、取り組む基本方向として次の３つの項目を柱に据えて目指します。

1　生涯を通して知・徳・体の３育を学び続けることのできる江差づくり
（地域・社会環境づくり）

2　健やかな人間性と創造性を備え、郷土愛に満ちた江差人づくり
（人間性・郷土愛の育成）

3　江差づくりや江差人づくりを支える学校・家庭・地域が三位一体となった教育環境づくり
（教育環境の整備・充実と学校・家庭・地域との連携）

5　推進計画期間中のテーマ

この推進計画期間（令和３年度～令和７年度）の様々な施策の具体的な推進において、一貫性を確保するため、次のテーマを掲げます。

ふるさと江差に心の向く教育の推進

6　計画の推進・進捗管理

本計画の推進に向け、町内の保育園・認定こども園、小中学校、保護者、社会教育・文化・スポーツ団体、地域住民、その他の関係機関・団体等との横断的な連携により取り組みを深めていきます。

本計画は、「江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・評価」や学校教育及び社会教育それぞれが取り組んできた各種進捗管理・評価に加え、教育を取り巻く環境の変化を踏まえて前計画を見直しており、新たな計画期間の進捗管理においても、「ＰＤＣＡサイクル」による定期的かつ継続的な改善を図ることとします。

7　計画の体系

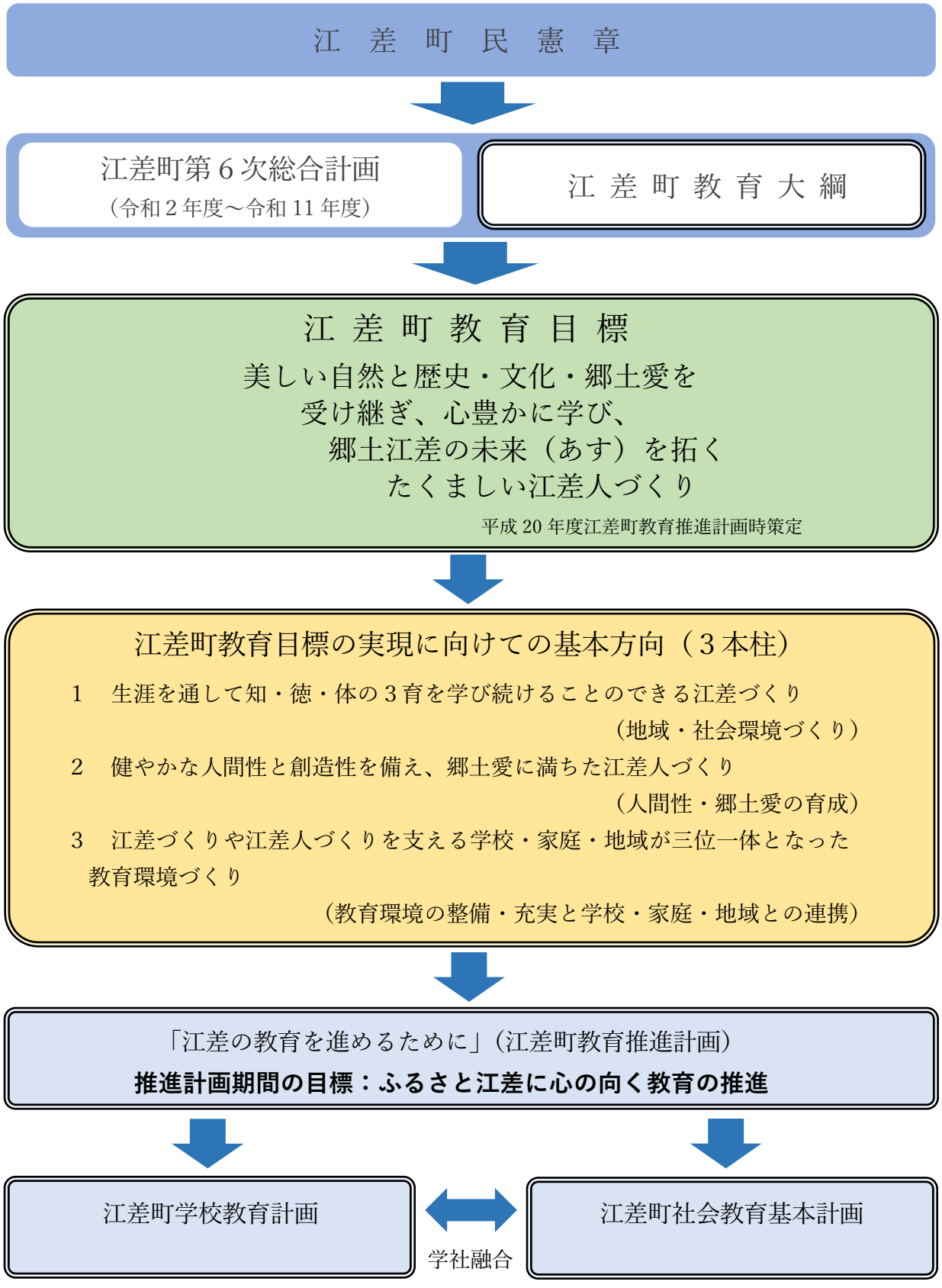
江　差　町　民　憲　章
江差町第６次総合計画
（令和２年度～令和 11 年度）
江　差　町　教　育　大　綱
江　差　町　教　育　目　標
美しい自然と歴史・文化・郷土愛を
受け継ぎ、心豊かに学び、
郷土江差の未来（あす）を拓く
たくましい江差人づくり
平成 20 年度江差町教育推進計画時策定
江差町教育目標の実現に向けての基本方向（３本柱）
1　生涯を通して知・徳・体の３育を学び続けることのできる江差づくり
（地域・社会環境づくり）
2　健やかな人間性と創造性を備え、郷土愛に満ちた江差人づくり
（人間性・郷土愛の育成）
3　江差づくりや江差人づくりを支える学校・家庭・地域が三位一体となった教育環境づくり
（教育環境の整備・充実と学校・家庭・地域との連携）
「江差の教育を進めるために」（江差町教育推進計画）
推進計画期間の目標：ふるさと江差に心の向く教育の推進
江差町学校教育計画
学社融合
江差町社会教育基本計画

江 差 町 学 校 教 育 計 画

Ⅰ　学校教育の推進について

1　学校教育を取り巻く国・道の教育動向

近年、人口減少と少子高齢化及びグローバル化と高度情報化の進展、子どもの貧困や格差問題の顕在化、加えて超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて、人工知能（ＡＩ）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きいものがあります。

教育基本法の前文では、日本国民が願う理想として「民主的で文化的な国家」の発展と「世界平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために「個人の尊厳」を重んずるとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」などを規定しております。また、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身共に健康な国民を育成するという教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を整理して「教育の目標」を規定しております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正（平成 27 年４月）により、教育委員会が自らの主体性を一層発揮し、地域住民の期待・要望に応える教育行政を推進していくことが強く求められています。

このような中、平成 30 年６月に、2030 年以降の社会を展望した教育の役割を明らかにした「教育振興基本計画」が閣議で決定され、教育を通じ生涯にわたって一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育施策を推進するための基盤に着目し、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」等５つの方針が示されました。

教育再生実行会議の第十一次提言（令和元年５月）では、「技術の進展に応じた教育の革新」を柱の一つとし、情報活用能力育成の推進を求めています。

さらに、文部科学省においては、令和元年６月の「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」に基づいた「ＧＩＧＡスクール構想」により、令和２年度内に全国の小中学校において「学習者用コンピュータ（一人一台）」及び「校内ＬＡＮ」の整備を実現し、これまでの教育実践の蓄積とＩＣＴのベストミックスにより、多様な子供たち一人一人に応じた学習環境が最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育の実現を目指しています。

また、中央教育審議会においては、令和３年１月の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」では、急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められているとされています。

北海道教育委員会においては、今後大きく変化する社会の中で、次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、「自立」と「共生」の二つの理念を柱とし、「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力の育成」と「学校・家庭・地域・行政の連携による、人口減少に対応するための教育環境の形成」の二つを重点とする、新しい「北海道教育推進計画（平成 30 年度～令和 4 年度)」を策定しています。

2　江差町の学校教育のこれまでの取組状況

江差町教育推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）に基づき、「ふるさと江差に心の向く教育の推進」のテーマの下、江差町が目指す 5 つの子ども像に迫るべく、学校教育の 5 つの重点推進事項を設定し、毎年度 4 月当初開催の校長・教頭合同会議において、それらの具現化に向け、留意すべき事項を指示し、毎月開催の校長会議や学校訪問等により、進捗状況の把握に努めてきました。

【重点推進事項】　①基礎・基本の定着と確かな学力の向上、
②ふるさと江差に心の向く教育の推進、
③いじめ等のない学校風土づくり、安全・安心教育の徹底、
倫理観や規範意識の育成、
④学校・家庭・地域社会の連携による基本的生活習慣の定着、
⑤説明責任の明確化と学校経営の質的改善

3　町の学校教育の現状と課題

(１) 現状

江差町の子ども達の学力は、平成 19 年度から始まった全国学力・学習状況調査（小学校６年生・中学校３年生が対象）においては、各学校の意図的・計画的かつ熱心な取組とともに、「学力向上対策会議（令和元年度までは、基礎学力向上対策会議)」での各学校の成果の共有等により、平成 29 年度から令和元年度の結果では、基礎的知識に係る問題については、ほとんどが全国平均同等かそれを上回る結果となっています。しかし、知識の活用に係る問題については、苦手にしている傾向が見られました。

全国体力・運動能力調査（小学校５年生・中学校２年生が対象）においては、実施年度によりその傾向に少し相違が見られますが、令和元年度調査の結果では、身長・体重は、ほぼ全国平均を上回っており、肥満傾向が若干見られます。体力では、８種目中、柔軟性や持久力、疾走能力など一部で全国平均を下回っていますが、他の種目では全道、全国を上回っている結果となっています。

生徒指導面では、いじめについては、年２回の調査（平成 29 年度より「いやな思いをしたことがありますか」に質問が変更）において、「いやな思いをした」との回答は各校一定数の報告がありますが、全てのケースに対して丁寧な聞き取りを行い、結果いじめとしての認知はゼロが継続していますが、“いじめはいつでもどこでも誰もが起きる”ことを想定して、その未然防止や早期発見・早期対応に努めています。不登校については、近年長期化するケースが若干見られますが、各学校の未然防止の取組と適切な初期対応により、不登校が起きない学校づくりに努めています。また、スクールカウンセラーなどの活用を図るとともに家庭や関係機関との連携を強化し、その解消に努めています。

生命尊重の態度や倫理観・規範意識の育成については、道徳科（平成 30 年より）を中心に、全ての教育活動を通じて、「豊かな心」を培う中で育てています。ここ数年、町内の児童生徒には、素直で礼儀正しく、仲間と協力して目標の実現に努力するなどの様子が見られます。加えて、檜山振興局と連携した「１日防災学校」に積極的に取り組み、防災意識の高揚を図っています。

また、ふるさと江差の自然・文化・歴史・産業等を、社会・理科・生活科や総合的な学習の時間において、各校が年間指導計画に適切に位置づけて実施し、江差町の様々な良さを学んでいます。加えて、地域の伝統芸能の継承についても、各学校で取り組んでいます。

基本的生活習慣の定着については、“みんなですすめる「えさしっ子」運動”を展開し、年２回の生活リズムチェックシートの活用により、「早寝・早起き・朝ごはん」については概ね良好な状況が見られます。

特別支援教育の推進については、特別な支援が必要な児童生徒の個別の支援計画や指導計画を作成し、社会での自立を目指した教育を推進するほか、支援員の配置を進めながら児童生徒の多様な特性に対しての適切な支援が可能となるような取組を推進してい

ます。

平成２１年度より、江差北小学校と江差北中学校において「小中一貫教育」を進めてきましたが、令和元年度からは「小中一貫型小学校・中学校」になり、江差北小学校と江差北中学校は、小中一貫教育を行う学校であることを明確にしました。学力の向上や自己肯定感の育成において一定の成果が見られます。また、江差小学校、南が丘小学校、江差中学校の３校において、「小中連携教育（通称：トライアングルサポート）」の充実に向けた取組を進め、とりわけ「中１ギャプ問題」の解消に成果が見られます。

コミュニティ・スクールについては、江差北小学校及び江差北中学校では平成 30 年度より、江差小学校、南が丘小学校、江差中学校は、令和元年度より導入されています。年３回実施の学校運営協議会において、学校運営の承認や教育活動への理解とその応援の在り方等について話し合いがなされ、「地域と共にある学校」となるよう努めております。

最後に、現在、新型コロナウイルス感染症対策が国や道、そして江差町の最優先課題となっています。令和２年２月末から春休みまでの一斉休校、新学期開始２週間後、再びの一斉休校、そして６月から始まった「新しい生活様式」を踏まえた教育活動は、学校教育や社会教育の姿を一変させました。様々な制限の中、大変な不自由を強いられながらも、感染防止対策を徹底し、何ができるかを学校と教育委員会でその都度、協議・確認し、子ども達の「学びの保障」に努めてきました。今後の感染状況は予測困難であり、これからもコロナ禍の中での最善の教育を、学校や関係機関との連携を密にし進めることが不可欠です。

（２）課題

① 「確かな学力」の育成については、第１は日々の授業の質のさらなる向上、第２は学力差への対応（とりわけ上位層を伸ばす）、第３は家庭での学習時間の確保。

② 「体力・運動能力向上」については、第１は全国体力・運動能力テストの結果分析に基づいた体育授業の改善、第２は肥満傾向改善に向けた「食育」の充実、第３は運動する機会の２極化への対応（運動の生活化）。

③ 「生活習慣」の改善については、第１は家での過ごし方改善（自律的な管理・運営による時間の有効利用）、第２はデジタルメディア使用時間の縮小化。

④ 「豊かな心」の育成については、第１は道徳教育における「道徳科」の指導の充実（道徳的価値のさらなる内面化）、第２は適切な人とのかかわり方を身に付けるコミュニケーション能力の育成、第３は読書活動と体験活動の充実。

⑤ 新しい時代に対応した教育課題としては、第１は「学校の新しい生活様式」を踏まえた教育課程の編成、第２はＩＣＴ機器を活用した授業づくり、第３は新学習指導要領の理念の具現化、第４は教員の「働き方改革」の確実な推進。

Ⅱ　江差町が目指す子ども像

目　指　す 子　ど も 像

●主体性・創造性に富み、個性豊かな子ども

基礎・基本の定着を図り、確かな学力を身に付けるとともに、個性や創造性を発揮し、自らの生き方を考える子どもを育みます。

●自律性・情操性に優れ、優しく思いやりのある子ども

美しいものに感動し、思いやりやいたわりの心を持ち、自他の生命を尊重する心豊かな子どもを育みます。

●社会性・自主性を身に付け、進んで責任を果たす子ども

自ら考え、正しく判断し行動できるとともに、責任を持って最後までやり遂げる子どもを育みます。

●江差を愛し、郷土の未来（あす）を切り拓く子ども

ふるさと「えさし」のよさ・特性を見つけ、先人の偉業や郷土愛を受け継ぎ、広い視野に立って新たな文化の創造と社会に貢献する子どもを育みます。

●自ら進んで身体を鍛え、明るく元気な子ども

健やかな心と体を持ち、自らの夢や希望・目標の実現に向けて努力する活力に満ちた子どもを育みます。

Ⅲ　学校教育の目標

ふるさと江差に心の向く教育の推進

Ⅳ　学校教育の重点推進事項

１　生涯学習の礎となる「知」を育むため、学習意欲を高める指導計画や指導方法の創意工夫により「分かる授業・できる授業」を推進し、基礎・基本の定着と確かな学力の育成

２　いじめや不登校等のない学校風土づくりや早期発見・早期対応に努めるとともに、安全・安心教育の徹底及び倫理観や規範意識の育成

３　学校・家庭・地域社会・行政が連携した、みんなですすめる「えさしっ子」運動による基本的な生活習慣の定着

４　江差の自然・文化・歴史・産業等を教育活動に生かすとともに、郷土を愛し、江差の未来（あす）を切り拓く心や態度を育てる「ふるさと江差発見学習」の充実

５　学校からの適切な情報発信や学校運営協議会等を通して、学校経営方針や教育活動に係る説明責任を果たすとともに、学校への支援の充実を図り、地域と共にある学校の創造

Ⅴ　課題解決に向けて

1　幼児教育

近年、幼児期における教育が、その後の学力や運動能力、さらには大人になってからの生活に与える影響について研究が進められるなど、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要との認識がますます高まっています。平成 29 年 3 月に、幼稚園教育要領、保育所保育指針等が改定され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化」等が、全ての幼児教育施設に共通して示され、全ての子どもが健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。

（1）幼児教育において育みたい資質・能力を明確にした教育課程の編成・実施・評価・改善を促します。
（2）要領・指針等の改定の趣旨を踏まえた教育活動を促します。
（3）幼児教育施設と小学校との適切な連携と接続を図ります。
（4）家庭や地域・行政が連携した地域ぐるみの子どもを育てる体制づくりに努めます。

2　小学校教育・中学校教育

小学校は令和 2 年度より、中学校は令和 3 年度より、新学習指導要領が全面実施となります。この度の改定のポイントは、「社会に開かれた教育課程」の実現であり、「知識として何を知ったか、何を学んだか」から「何ができるようになるか・何を学ぶか・どのように学ぶか」への転換と言われ、「汎用な力」の育成が求められています。子ども一人一人に未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育むことができるよう、全教職員の協働によるカリキュラム・マネジメントの確立と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、教育活動の質の向上に取り組むことが大切です。

(1) 熱意・創意・誠意に満ち地域と共にある学校づくり

学校は、子どもの実態や家庭・地域の状況を的確に把握し、将来にわたって活きる「育成すべき資質・能力」を明らかにします。また、これらを保護者や地域住民と共有し、それぞれが、子どもの教育の主体となることが重要です。今日、学校が単独で全ての教育課題を解決することは困難であり、家庭や地域・行政が手を携え、協働的・補完的に子どもと関わることが必要不可欠となっています。

①学校は、適切な学校評価を踏まえ、育成すべき資質・能力を明確にします。
②校長の経営ビジョンを全教職員が共有し、組織的かつ協働的な運営によりその具現化を図ります。
③「学校の新しい生活様式」を踏まえた教育課程の編成・実施・評価・改善を進めます。

④学校は、教育活動の成果と課題やその改善策についての説明責任を果たします。
⑤小中一貫教育（江差北小・中学校）や小中連携教育（江差中学校校区トライアングルサポート）の充実を図ります。
⑥学校運営協議会・地域学校協働本部等の活用により、保護者や地域住民・行政も目標を共有し、その実現に向けた学校支援の在り方を協議します。

（２）確かな学力の育成を目指す教育の推進

知識基盤社会の時代を生きていくためには、「知識・技能」の確実な習得と定着を図るとともに、「思考力・判断力・表現力等」や「主体的に学習に取り組む態度」の育成が重要です。

①授業は公的な時間です。その時間の中での、個々の学びの充実を図ります。
②組織研修や個人研修の質を高め、自ら指導方法を不断に見直し、良質な授業の提供に努めます。
③「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指し、授業改善に努めます。
④基礎的・基本的な内容の習得と定着の徹底を図るとともにそれらを活用する場面の工夫を図ります。
⑤ＩＣＴ機器の良さを活用した授業実践を進めます。

（３）思いやりと自ら律する心を育てる生徒指導の充実

生徒指導は、人間に例えるならば全身をくまなく流れる「血液」であり、全ての教育活動において働く機能です。その基本は、子どもを適切に理解することであり、教員が持つ「相談機能」をあらゆる場面で発揮できることが重要です。そして、子どもの個性や能力の伸長と健全な心身の育成を通して、一人一人が自己実現を図ることができるような指導や支援が大切になります。

①児童生徒一人一人が自己存在感や自己有用感が実感できる教育活動の充実を図ります。
②心の内面の共感的な理解を基盤に、より良い学校生活となるよう教育相談の充実を図ります。
③いじめや不登校及びネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応を組織的に取り組みます。また、適切な対応の在り方についての研修会等により実践的な指導力の向上を図ります。
④「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用し、より良い人間関係の形成のために、児童生徒のソーシャルスキルの向上を図ります。
⑤学校と町関係三課（町民福祉、健康推進、学校教育）によるケース会議の開催や、江差町要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携を通して、迅速に情報を共有し、ケースに応じた適切な支援を講じます。

（４）豊かな人間性の育成を目指す道徳教育の充実

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共により良く生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。

①道徳教育の全体計画や道徳科の年間指導計画に「命の大切さ」を位置づけるとともに、地域素材や人材を生かした体験的な活動も織り交ぜ、心に響く道徳教育を推進します。
②道徳的価値の内面化を図り、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるような「道徳科」の授業の充実を図ります。
③学校・家庭・地域・行政との連携により、町総がかりの取組を工夫し、基本的生活習慣の確立や倫理観・規範意識・自尊感情の育成に努めます。
④各学校における道徳科の授業を積極的に公開し、道徳教育の取組についての保護者の理解と啓発を進めます。

（５）健やかな心と体を育てる健康・安全教育の充実

近年、社会環境や生活様式の変化は、児童生徒の心身の健康に様々な影響を及ぼしており、児童生徒の体力・運動能力の低下や心の健康問題、加えて地震や台風などの自然災害への対応などの課題が指摘されており、児童生徒の健康教育や防災教育を一層推進していく必要があります。

①食事や睡眠、デジタルメディアの利用時間など、望ましい基本的生活習慣の確立に係る事項について、その改善を目指し学校と家庭・地域・行政が一体となった取組（みんなですすめる「えさしっ子」運動）を推進します。
②全国体力・運動能力テストの結果分析に基づいた体育の授業の改善・充実を図ります。
③運動公園や町民プール、学校施設の開放など、運動の楽しさが体得できる教育環境を生かし、学者融合による「運動の生活化」の奨励に努めます。
④スクールカウンセラーやＩＣＴを活用した遠隔相談及び関係機関との連携を図り、抱え込まずに気軽に相談できる体制の整備に努めます。
⑤教職員の共通理解による危機管理意識の高揚を図るとともに、交通事故・自然災害や学校管理下における事故等に対する学校安全計画の整備・充実を図ります。
⑥薬物乱用防止対策の充実や正しい性の知識を得るための性教育の推進に努めます。

（６）教育的ニーズに応じた自立と社会参加を促す特別支援教育の充実

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

①特別な支援を必要とする児童生徒についての適切な理解とそれに応じた指導の質の向上に努めます。
②児童生徒一人一人に応じた個別の支援計画・指導計画の作成・実施・評価・改善を行い、指導方法や指導形態の工夫に努めます。
③校内で定期的に特別支援教育に係る研修等を実施し、特別な支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、全校的な支援体制の確立を図ります。また、コーディネーターの資質を高めるとともに校内委員会が適切に機能するよう研修会等を開催します。
④「江差町特別支援教育連絡会議」を開催し、保育園、幼稚園（認定子ども園)、各小中学校における現状と課題を共有し、幼保・小中間の円滑な接続を進めます。
⑤各校に支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。
⑥特別な指導や支援を必要とする児童生徒の「学びの場（就学先)」や、就学後の支援内容等について、保護者と相談を行うなど、就学指導の充実に努めます。

（７）校内研修の充実と教職員の資質の向上

教員の指導力の向上が、子どもの成長に直結します。教育の成否は教員の資質・能力にかかっています。したがって、教員であるためには、自らの資質を磨きその指導力の向上を目指し、不断の努力が必要不可欠になります。

①学校課題の解明など、日常実践に結び付く具体的な研究主題の設定や研究仮設・研究の方向性を明確にした研究計画を立案します。
②教員の研究課題意識や研究意欲に基づき、一人一人の特長や専門性を生かした研修体制の確立及び授業の質的改善を図り、実践的指導力を高める校内研修を推進します。
③児童生徒による授業評価を実施し、より良い授業づくりを進めます。
④ライフステージに応じた研修により、学校力や教師力の向上を図るとともに、児童生徒の変容が分かるよう実践の記録化を図ります。
⑤町内全校が、自校の研究に係る成果と課題を外部に発信する場として「公開研究会」の実施に努めます。
⑥各種研究会・研修会への積極的な参加を促進します。

（８）教育環境の整備・充実

教育環境の整備・充実は、児童生徒の学びの質の向上に大きく寄与します。落ち着いた雰囲気の中で、豊かな学びが実現できるよう、計画的に施設設備の改修や補充を進めます。

①教育の情報化に向け、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、児童生徒一人に端末１台及び高速通信ネットワーク環境の整備・充実を進めます。
②校舎内外の環境美化・整備などの維持管理及び学習指導要領へ対応した教材・教具の充実を図ります。
③江差北小・中学校の児童生徒の安全確保のためスクールバスを継続運行します。
④学校施設や教職員住宅などの補修・整備等を計画的に進めます。

（９）学校における「働き方改革」の推進

日本の教員の長時間にわたる過重な勤務実態が、教育現場での大きな問題となっています。教員が疲弊し、心身に不調をきたすケースが増えています。この状況は、決して子どものためにはなりません。教員のこれまでの働き方を見直し、教員が日本の学校教育の蓄積と向かい合って、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における「働き方改革」の目的です。

①教員の在校時間を客観的に計測するシステムにより、教員の健康に配慮するとともに、一部の教員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。
②月２回以上の「定時退勤日」、年２回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」を設定します。
③長期休業中における「学校閉庁日」を設定します。
④留守番電話やメールによる連絡対応等の取組を進めます。
⑤部活動指導に関わる負担軽減を図ります。

3　家庭･地域の教育力の向上

少子高齢化及び人口減少による地域コミュニティーの衰退、多様化する価値観、家族形態の変容による地域社会等とのつながりや支え合いの希薄化など、家庭・地域の教育力の低下が懸念されます。また、不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因と指摘されています。加えて、1 日に 2 時間以上テレビゲームヤ携帯ゲームをする割合は、全国平均を上回っていますし、スマートフォン等での通話やメール、インターネットをする時間についても同様の傾向が見られます。

子ども達の意欲・気力・体力の向上や豊かな心の育成のためにも、望ましい生活習慣の確立と定着は喫緊の課題であり、学校は、家庭・地域・行政と連携・協力して解決していくことが不可欠です。そして、この課題解決に向けた協働的な関係性を築き具体的な活動を通して、家庭・地域の教育力の向上を図ることが大事です。

① 経営ビジョンや教育課程の実施状況及び子どもの育ちの状況等に係る情報をきめ細かに発信するとともに、保護者の願いや要望が反映する学校経営に努めます。

② 学校運営協議会や学校評価の公表を通して、学校の説明責任を果たします。また、地域学校協働本部等の活用により、学校への支援の在り方について具体的に検討し実施します。

③ 学校・家庭・地域の「宝」である江差っ子の育成のため、みんなですすめる「えさしっ子」運動（「あいさつ」「早寝・早起き・朝ごはん」「テレビゲームや携帯ゲームのきまり」）を通して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

④ 参観日における公開授業の工夫や保護者との有意義な懇談の実施に努めます。

⑤ 奨学金制度や各種扶助制度により、家庭に対する経済的支援を図ります。

Ⅳ　学校教育の推進体系

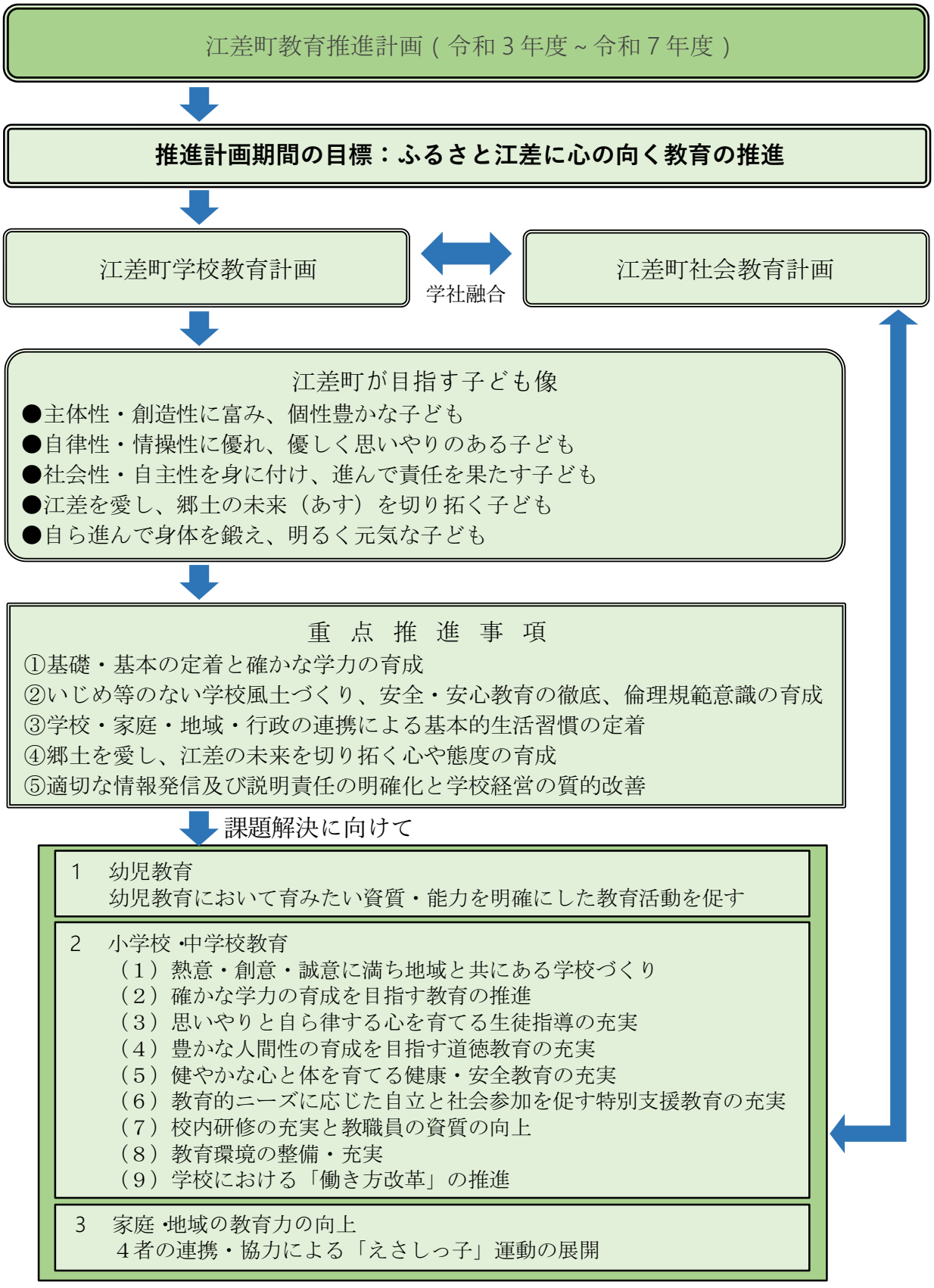
江差町教育推進計画（令和３年度～令和７年度）
推進計画期間の目標：ふるさと江差に心の向く教育の推進
江差町学校教育計画
学社融合
江差町社会教育計画
江差町が目指す子ども像
●主体性・創造性に富み、個性豊かな子ども
●自律性・情操性に優れ、優しく思いやりのある子ども
●社会性・自主性を身に付け、進んで責任を果たす子ども
●江差を愛し、郷土の未来（あす）を切り拓く子ども
●自ら進んで身体を鍛え、明るく元気な子ども
重　点　推　進　事　項
①基礎・基本の定着と確かな学力の育成
②いじめ等のない学校風土づくり、安全・安心教育の徹底、倫理規範意識の育成
③学校・家庭・地域・行政の連携による基本的生活習慣の定着
④郷土を愛し、江差の未来を切り拓く心や態度の育成
⑤適切な情報発信及び説明責任の明確化と学校経営の質的改善
課題解決に向けて
1　幼児教育
幼児教育において育みたい資質・能力を明確にした教育活動を促す
2　小学校・中学校教育
（1）熱意・創意・誠意に満ち地域と共にある学校づくり
（2）確かな学力の育成を目指す教育の推進
（3）思いやりと自ら律する心を育てる生徒指導の充実
（4）豊かな人間性の育成を目指す道徳教育の充実
（5）健やかな心と体を育てる健康・安全教育の充実
（6）教育的ニーズに応じた自立と社会参加を促す特別支援教育の充実
（7）校内研修の充実と教職員の資質の向上
（8）教育環境の整備・充実
（9）学校における「働き方改革」の推進
3　家庭・地域の教育力の向上
４者の連携・協力による「えさしっ子」運動の展開

江　差　町　社　会　教　育　計　画

Ⅰ 江差町社会教育計画について

1　計画策定の目的

社会教育法第２条で、社会教育とは「**学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）**」と定義しています。

江差町教育委員会は、平成 28 年４月に『江差町社会教育計画』（平成 28 年～令和２年度の５年間）」を策定し「**ふるさと江差の魅力に感動し、郷土愛を受け継ぐ社会教育の推進**」を社会教育目標として、町民の学習意欲に対応した生涯学習活動や学校・家庭・地域の連携による教育活動の活性化に向けた取り組みを進めてきました。

この間、自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、国際化や情報化社会など、私たちを取り巻く環境が刻々と変化する中にあり、江差町も多くの課題に直面し社会教育活動の取組が大切になってきております。

こうした社会情勢の変化に的確に対応していくためには、町民・企業・学校・行政などが連携し、未来を見据えたひとづくり・まちづくりを推進していく必要があり、町民の積極的な学習活動や地域社会への参画の促進が求められます。

このようなことから、前計画の成果と課題を踏まえ、『第６次江差町総合計画』との整合性を図りながら、より良い社会教育行政のあり方の指針とするべく、この計画を策定するものです。

2　計画の名称及び期間

この計画の名称は、「江差町社会教育計画」とし、期間を令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年）までの５か年とします。

3　計画の基本的考え方

この計画は、社会教育法第３条に規定される「**国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。**」「**学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。**」（**抜粋**）などの目的を果たすため、江差町における社会教育活動の推進を図り、町民の各世代に応じた学習活動や読書活動、文化・スポーツ活動の場と機会を提供するための指針とします。

また、江差町民憲章及び江差町教育大綱を基本理念とし、『第６次江差町総合計画』（2020 年度～2029 年度）との整合性を図り、社会教育の方向性を示しました。

そのため、前計画の推進目標及び推進項目に基づいた課題と評価を踏まえ、推進目標及び推進項目を見直しました。

本計画では、『第６次江差町総合計画』の期間内であることを踏まえ、前計画を継承しつつ、より柔軟に対応できる施策などを見据え、**「コミュニティ・スクールの充実」「ふるさと江差発見事業の推進」**の２つの重点施策と、**「社会教育体制の充実」「社会教育の推進」「図書館活動の推進」「生涯スポーツの推進」「文化財の保存・活用」「博物館活動の推進」「文化振興の推進」**の７つの継続施策を基に事業を展開して行きます。

なお、事業内容をわかりやすくするために主な事業も示しました。

本計画に基づく事業計画は、事業実施のために毎年度作成するものとし、具体的な事業内容を示すこととします。

また、事業を実施するにあたり、町民や学校、関係団体と協働のもと、計画に基づいて実施するように努め、事務事業の成果・課題を捉え、次年度の指針とします。

４　計画の構成とまとめ方

この計画は、次の２つで構成します。

○Ⅰ　江差町社会教育計画について

○Ⅱ　社会教育の現状と課題・施策の内容

5　社会教育計画の位置付け

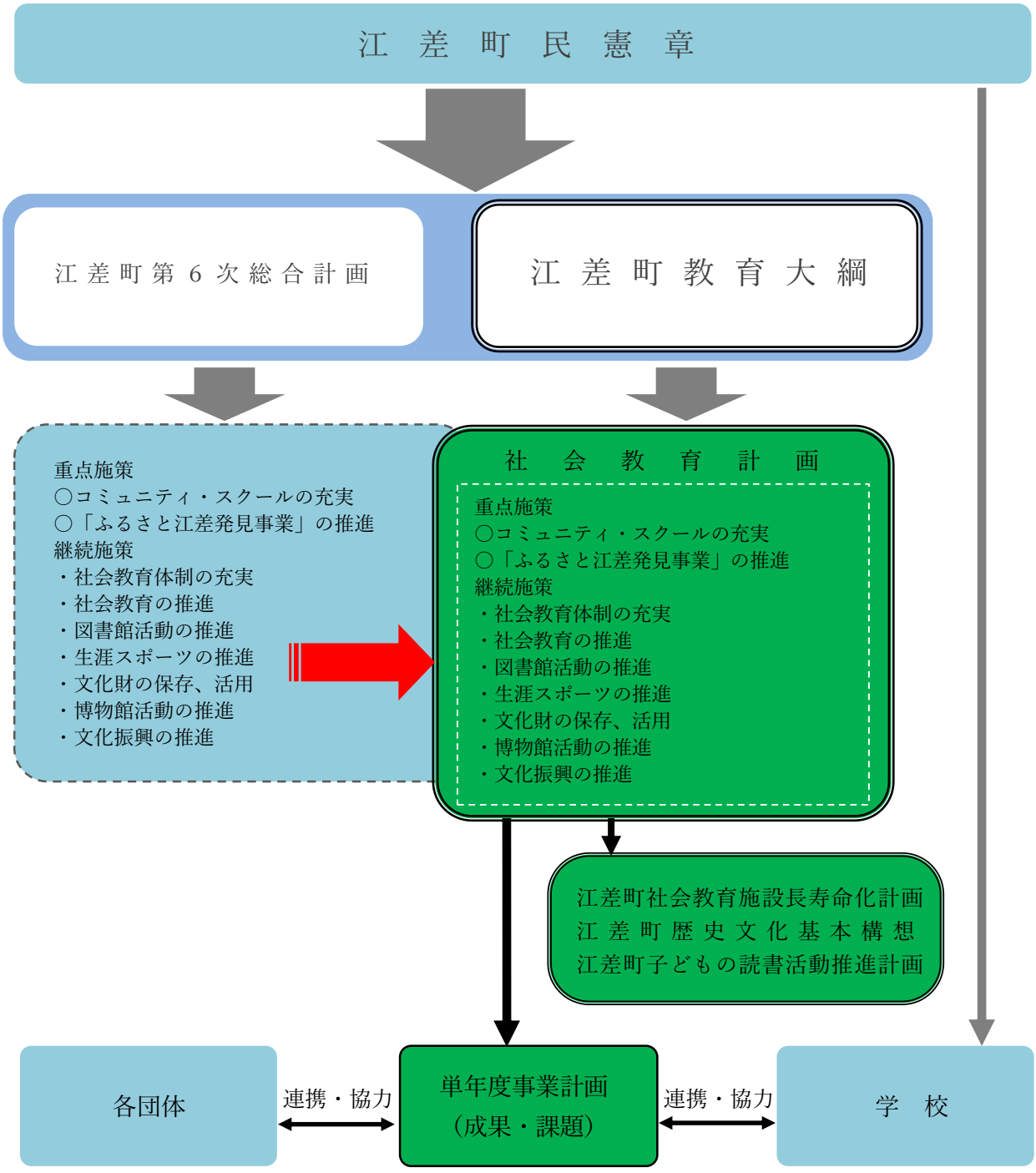

II 社会教育の現状と課題・施策の内容

1　基本方針

◎子どもから大人まで、住民が生涯にわたって地域に根ざした学びを高める取り組みを進めます。

◎地域文化の形成と住民の健康推進を高めるスポーツ環境の充実に向けた取り組みを進めます。

2　重点施策

（1）コミュニティ・スクール　＊継続施策「社会教育体制の充実」のカテゴリー

現状	青少年期は、社会性や自主性を育むなど、心身ともに調和のとれた人間形成の基盤を築く大切な時期であります。 そのためにも青少年の健全育成には、学校・家庭・地域及び行政が一体的に連携を図り、青少年が基本的な生活習慣や社会性を身に付けることが重要であります。 これを踏まえ、平成 29 年から令和元年度で、小中学校にコミュニティ・スクールが設置され、より一層の地域ぐるみの取り組みを強化し、学校と地域を繋ぐ地域コーディネーターの活用を推進するなど、体制充実のために地域学校協働本部の設置に取り組む必要があります。
課題	**○コミュニティ・スクールの充実** **〇地域コーディネーターの活用** **○地域学校協働本部の設置**

具体的な施策

施　策　名	**コミュニティ・スクールの充実**
主な事業	北部地域、市街地地区のコミュニティ・スクールの充実のため、地域学校協働本部の設置に向け努めます。

（2）ふるさと江差発見事業　＊継続施策「博物館活動の推進」のカテゴリー

現状	小中学校の学習指導要領では、学校運営上の留意事項のなかで家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携が挙げられ、「学校や地域の実態に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」と記されています。 江差町には、自然や歴史文化に基づいた数多くの文化遺産があります。 江差町教育委員会では、学習指導要領に基づきながら、身近にある数多くの文化遺産を学校教育の中に取り入れて各教科の理解をさらに深める事業として「ふるさと江差発見学習」を進めています。 しかし、町内の小中学校においては、教員の業務量増などから負担となっている現状も見受けられます。
課題	**○教員の負担増とならない工夫** **○ICT 教育と連携させる工夫**

具体的な施策

施　策　名	**「ふるさと江差発見事業」の推進**
主な事業	「江差追分」授業や歴史学習など、学習指導要領に基づきながら、地域素材を活用した授業を、学校の考え方に副って展開していきます。

※ICT 教育：情報通信技術を活用した学校教育。デジタルテレビや教員用コンピュータ、インターネット環境下での学生用タブレット端末などを用い、教育の質の向上を目指す。

2　継続的な課題

（1）　社会教育体制の充実

現状	平成 20 年度より社会教育主事発令職員が不在となっている状況の中、これまでと同様に社会教育の推進に取り組んできましたが、社会教育主事、学芸員、図書館司書の資格を有する職員へ当該資格を発令し、各有資格者が専門性を発揮し、それらの活用が充分に図られるよう努めていく必要があります。 社会教育の推進にあたっては、こうした専門的職員をはじめとする職員が、基本理念を共有して各種事業の推進を図ることが必要です。 さらに、社会教育委員やスポーツ推進委員をはじめ各課・施設の附属機関の委員など、地域で活躍する方々の協力を得ながら、これまで以上に学習情報が町民や地域へ届くよう取り組むことが必要です。 また、上ノ国町との協定など効果的な連携を図り、協働して事業を実施するとともに、地域や関係団体、関係機関とも積極的に連携し、取り組むことが重要です。
課題	**〇学校、家庭、地域との連携** **〇関係団体、関係機関との連携** **〇社会教育活動の推進**

具体的な施策

社会教育委員などの条例委員や地域で活躍する方々と連携・協力し合い、これまで以上に学習情報が町民や地域へ届くよう取り組み、地域の人々の教育活動の進展に努めます。

また、上ノ国町との連携協定など他自治体との効果的な連携を図り、協働して事業を実施するとともに、地域や関係団体、関係機関とも積極的に連携することに努めます。

【主な事業】

■ 江差町教育推進計画（江差町社会教育計画）の策定と推進

■ 地域や関係機関との横断的な連携体制の強化

（2） 社会教育の推進

現状	社会教育は、町民同士の相互学習を通じて、教養の向上や健康の増進を図り、人と人との絆を強くする役割を果たしています。しかし、近年では少子高齢化、核家族化、過疎化、電子化などの社会環境の変化によって、今まで以上に町民の生活意識や価値観が多様化しています。このような背景のもと、生きがいや目標の喪失、地域のつながりの希薄化、団体活動の停滞、家庭や地域の教育力の低下など、さまざまな社会問題が懸念されます。これからは社会の変化に柔軟に対応した社会教育の推進が求められます。 当町の児童・生徒においては、町民の森やかもめ島を活用するなど「ふるさと江差発見事業」を通して地域素材を活かした体験学習の機会、青少年健全育成事業での生活リズムの向上を推進し、成長段階ごとの特性や課題に対応し郷土愛を育む一助となっています。 生涯学習を推進する事業として、シニアカレッジ江差学園を開校しておりますが、年々在校生が減少傾向にあるため、今まで以上に広く町民に周知し、活動の場を提供することが必要です。また、この事業は、就学前児童や児童などとの世代間交流としての効果があります。 社会教育関係団体の多くは人口減少に比例し新規会員の減少により、組織の維持が困難になりつつあります。今後も関係機関や各種団体との連携を図り、支援を継続していくことが必要です。
課題	**〇青少年健全育成事業の充実** **〇生涯学習環境の整備、充実、普及・啓発、地域資源や人材の確保** **〇社会教育関係団体の活動維持、支援** **〇高齢者の知恵や技能を活用する世代間交流**

具体的な施策

江差町の自然・文化・歴史・産業等を社会教育活動に活かし、町民一人ひとりが、生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、年齢や学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

【主な事業】

- ■ 地域全体で支える青少年・家庭教育の充実
- ■ 人々が支えあい安心して生きる成人教育の充実
- ■ 社会教育施設の有効活用、効率的な運営管理

（3） 図書館活動の推進

現状	読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、将来必要となるより深く生きる力を身につけるためにかかせないものです。しかし、近年では子どもの活字離れ、読書離れが課題となっています。 これを踏まえ、読書環境の充実や積極的な啓発により、読書の習慣化につながるような取り組みを推進しております。 平成 30 年に策定した「江差町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との連携や移動図書館の運行など、積極的に本に親しむ環境を整備しており、より一層読書習慣の定着化が期待され、今後においても新規来館者の掘り起こしをする必要があります。 また、道立図書館とのネットワークが整備されており、所蔵していない図書の取り寄せが比較的容易になっていることを踏まえて、さらなる利便性の向上のため、時間や場所を選ばず蔵書検索や貸出予約などが可能になる「図書館検索システム」の導入が必要となります。
課題	**○子どもの読書活動の推進** **○幼稚園・保育園・小中学校との連携強化** **○図書館活動の周知・啓発**

具体的な施策

子どもの読書機会を増やし、図書館の利用を促進するために、本に親しむ環境整備を進め、町民の読書週間の定着を推進するために、家庭、学校、幼稚園・保育園、地域ボランティア団体と連携した読書活動を行い、図書館利用促進に努めます。

また、「江差町子どもの読書活動推進計画」に基づき、本に親しむ環境を計画的に整備します。

【主な事業】

- ■ すべての世代への読書推進活動の充実
- ■ 図書館の環境整備や利用促進などサービス機能の充実
- ■ 移動図書館車を利用した地域の読書推進活動の充実

（4） 生涯スポーツの推進

現状	スポーツ少年団活動や部活動に加え、ライフステージに応じた生涯スポーツは、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなどの機会となり、誰もが生涯にわたって健康で元気に生活するためのスポーツとなっています。 これまでも、スポーツ協会やスポーツ少年団の加盟団体が主体となり、年齢や体力に応じた活動が活発に行われていますが、人口減少や少子高齢化、新規会員の減少により、活動が低迷している団体もありますが、子どもたちの体力向上や社会性を育む一助として活動が継続できるよう支援していく必要があり、さらには、地域の特性を活かした海洋性スポーツの普及・啓発などを通じて、マリンスポーツ体験の充実が必要であります。 生涯学習センター体育館の閉鎖により、小中学校体育館の学校開放事業や朝日町民体育館を利活用し代替施設としておりますが、各団体の活動で飽和状態となっている現状があります。そのため、新たな総合体育館の建設計画の是非について検討する必要があります。 また、既存の社会体育施設は、建設から相当の年数が経過し老朽化が進んでおります。そのため、社会教育施設の長寿命化計画を策定し、持続的に計画的な維持保全に努める必要があります。
課題	**○スポーツ協会、スポーツ少年団への活動支援** **○社会体育施設の維持保全、長寿命化** **○生涯スポーツに向けた体験活動の充実**

具体的な施策

年齢や体力などライフステージに応じたスポーツの参加機会を充実し、心身ともに様々なスポーツに親しむ機会の提供と施設の充実を進めるとともに、各種事業の開催やスポーツ団体の育成に取り組み、生涯スポーツの振興に努めます。

また、社会体育施設が建設から相当の年数が経過し老朽化が進んでおります。そのため、「江差町社会教育施設長寿命化計画」に基づき、持続的に計画的な維持保全に努めます。

【主な事業】

- ■ 生涯（年齢に応じた）にわたるスポーツプログラムの充実
- ■ 地域の人材（体育団体や少年団）を活かしたスポーツ活動の充実
- ■ 地域の特色を活かしたスポーツの普及・啓発
- ■ 地域の特色や専門性を生かした合宿、大会誘致
- ■ スポーツ施設の長寿命化、活動環境、利活用方法の充実
- ■ 総合体育館の住民ニーズ調査

(5) 文化財の保存・活用

現状	江差町には、自然や歴史文化に基づいた数多くの文化遺産があります。それらは江差の人々が大切に守り受け継いできたものです。 国は、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要であるとして、平成 31 年 4 月に「文化財保護法」を改正しました。またこの改正では、それまで法律に基づいていなかった「歴史文化基本構想」の考え方が「文化財保存活用地域計画」として法律に位置づけられました。 また、「文化財保護法」の改正に伴い、北海道は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱である「北海道文化財保存活用大綱」を令和 2 年 8 月に策定しました。 江差町では、「文化財保護法」改正前の平成 29 年 3 月に『江差町歴史文化基本構想』を策定しています。 『江差町歴史文化基本構想』では、江差町の歴史文化の 4 特徴を掲げ、その特徴をまちづくりに活かしていくことを掲げています。 しかし、現状は『江差町歴史文化基本構想』の具体化にまで至っていません。
課題	**○「江差町歴史文化基本構想」の考え方に基づいた文化遺産の把握と保存・活用**

具体的な施策

「江差町歴史文化基本構想」（平成 29 年 3 月策定）の考え方に基づき、様々な地域の文化遺産が私たちの暮らしにとけこむような保存・活用を進めていきます。

【主な事業】

■ 「江差町歴史文化基本構想」の具現化

■ 文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」策定の検討

（6） 博物館活動の推進

現状	博物館とは、「社会教育法」の精神に基づく「博物館法」において定義付けられていて、①資料の収集と保管、②資料の調査研究、③資料の展示、④教育普及を行う社会教育施設です。 文化庁は、令和元年度から文化審議会に初めて博物館部会を設け、博物館に関する調査審議を進めています。その部会では、博物館による社会教育の振興や博物館法の改正などが審議されています。 江差町教育委員会では、道指定有形文化財である旧檜山爾志郡役所庁舎を、博物館施設「旧檜山爾志郡役所（江差町郷土資料館）」として活用しています。「旧檜山爾志郡役所（江差町郷土資料館）」では、令和 2 年度において常設展の展示更新を行ない、『江差町歴史文化基本構想』で掲げられた 4 特徴に基づいた展示を通じて、江差町の多様な自然や歴史文化の理解を深める工夫をしています。 しかし、所蔵資料の保管や調査研究の取り組みは十分ではありません。 また、さらに国の動向を注視しつつ、『第 6 次江差町総合計画』と関連させながら、新たな博物館としての役割を果たしていかなければなりません。
課題	**○所蔵資料の保管と調査研究の進展** **○所蔵資料や地域の文化遺産を通じてまちづくりへの寄与**

具体的な施策

国の動向を注視しつつ、博物館を通じた社会教育の推進に取り組んでいきます。

【主な事業】

■ 博物館施設における資料収集・保管・調査研究・展示の充実

（7） 文化振興の推進

現状	国は、平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正し、自主的な活動を基本とする文化芸術と様々な分野や組織が関連し、文化芸術がさらに推進されていくことを目指しています。 江差町内には、自主的に文化芸術に関する活動を行う団体や個人によって組織されている江差町文化協会があり、団体や個人の活動支援や協働で江差町文化祭の開催をしています。 また、江差町文化協会は檜山管内各町の文化団体で組織されている檜山管内文化団体連絡協議会にも加盟していて、檜山管内全体で開催する道民芸術祭（舞台発表会・展示発表会）や研修事業にも参加をしています。 さらに、江差町教育委員会では、江差町文化会館を活用して子どもたちが音楽や舞台などの文化芸術に触れる機会の提供に取り組んできました。 しかし、文化芸術に関する活動を行う団体構成者の高齢化などにより、団体の解散や活動の縮小なども起きています。
課題	**○さらなる自主的な文化芸術活動の推進** **○他団体（個人）や他組織など様々な分野との関連** **○江差町文化会館の活用推進**

具体的な施策

江差町文化協会と連携、文化芸術に関する活動を行う団体や個人が自主的に取り組む活動を支援するとともに、江差町文化会館を活用した文化芸術の発展に努めます。

【主な事業】

■ 江差文化協会と連携し、住民の自主性を尊重した文化芸術活動の充実

■ 江差町文化会館の施設設備と活用推進